環付請求書兼振込依頼書の提出について

世帯の国民健康保険に関わる方の資格又は所得の異動による保険料の再計算や重複納付などの理由により、保険料が納め過ぎとなりました。

納め過ぎとなった金額をご希望の金融機関の口座に振り込みいたしますので、同封の「還付請求書兼振込依頼書」に必要事項をご記入のうえ、「返信用封筒」にてご返送ください。

1. 提出書類

「還付請求書兼振込依賴書」

2. 記入方法

同封の記入例にてご確認ください。

なお、記入例は次の3種類ございますので、お間違いのないようご注意ください。

記入例ア「納付義務者(世帯主)の口座へ振り込む場合」

記入例イ「納付義務者(世帯主)以外の口座へ振り込む場合」※「ウ」の理由は除く

記入例ウ「納付義務者(世帯主)が死亡している場合」

3. 記入項目の説明

- ①請求日(ご記入日)をご記入ください。
- ②振込先の口座名義人の氏名、フリガナ、日中ご連絡がとれる電話番号をご記入ください。
- ③ゆうちょ銀行以外への振込を希望される場合は、金融機関名・支店名・店番号・口座番号をご記入し、預金種目を「〇」で囲んでください。
- ④ゆうちょ銀行への振込を希望される場合は、記号番号をご記入ください。
- ⑤納付義務者(被保険者)以外の口座へ振り込む場合(死亡含む)に必ずご記載ください。
 - (1) 納付義務者(世帯主)が死亡している場合

請求日(ご記入日)、相続人の方の住所、氏名、納付義務者(世帯主)との続柄を記入ください。※口座名義人と氏名が一致していることを必ずご確認ください。

(2) 納付義務者(世帯主)以外の口座へ振り込む場合

請求日(ご記入日)、納付義務者(世帯主)の方の住所、氏名、振込先希望者との続柄を記入ください。※宛先と氏名が一致していることを必ずご確認ください。

4. 還付金の振り込み時期

還付請求書が保険年金課に届きますと、ご指定の口座への振込は約1カ月後の水曜日となります。

※年末年始、年度末、連休等で振込日がずれる場合があります。

※通知年月日から2年間ご請求がない場合、時効により還付できなくなります。

<問い合せ先>

藤沢市役所 保険年金課 保険料徴収担当 電話 0466 (50) 3517

受付時間 平日8:30~17:00